

広島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽和泉室町線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町坂井原字坊蔵四一四番一地先から 三原市久井町坂井原字坊蔵四一四番五地先まで			七・〇〇〇 八・五〇〇	三八・〇〇	
	五・七〇〇 七・七〇〇		三八・〇〇		拡幅